

Nara Women's University

下三橋遺跡第2次調査について

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 奈良女子大学21世紀COEプログラム 公開日: 2011-04-21 キーワード (Ja): 下三橋遺跡, 京南辺条条里, 十条, 条坊制, 条里制, 平城京, 平城京十条条坊, 羅城 キーワード (En): 作成者: 山川,均, 佐藤,亜聖 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10935/2725

下三橋遺跡第2次調査について

山川 均
佐藤 亜聖

はじめに

2005年に奈良県大和郡山市下三橋町で行われた下三橋遺跡第1次調査では、それまで平城京南京極と考えられていた九条大路の南で新たに条坊遺構が検出され、平城京研究に大きな衝撃を与えた。

第1次調査では条坊道路として十条条間北小路・十条条間路・十条条間南小路、東一坊大路・東二坊坊間西小路・東二坊坊間路・東二坊坊間東小路が検出されており⁽¹⁾、九条大路以南における条坊区画の存在が明らかになっている⁽²⁾。

平成19年4月～7月に行われた第2次調査では第1次調査の所見に新たな知見を加えただけでなく、存在の有無確認が懸案になっていた十条大路が検出された。さらに、十条大路廃絶後の水田遺構が検出されたことにより、条里制の施工時期についても言及することが可能となった。

本稿はこの第2次調査の概要を報告するとともに、遺跡の評価に関連する諸問題についての見解も提示するものである⁽³⁾。

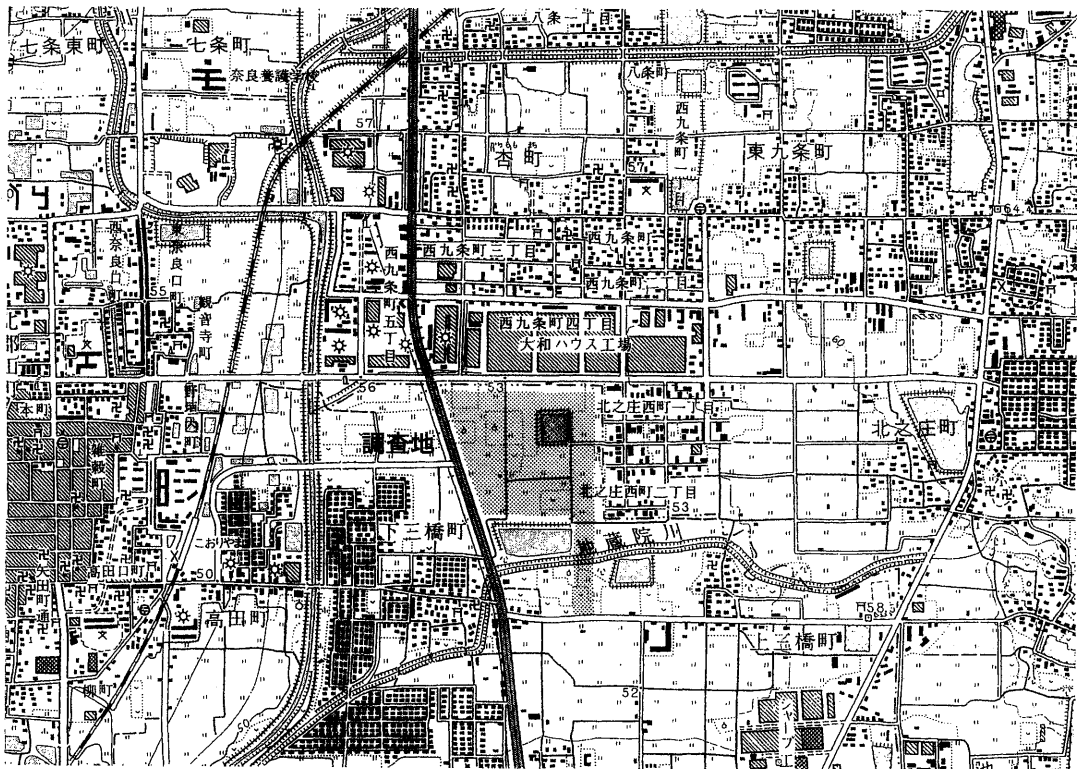


図1 調査地位置図 1 : 25,000

1. 下三橋遺跡第2次調査の成果（十条大路関連調査は後章）

今回の調査は前回諸般の都合により調査できなかった地区（XW調査区・XX調査区：合計1300㎡）、南側より取り付く進入路建設により破壊される地区（XS～XV調査区：合計1044㎡）に調査区を設け、調査を行った（図2）。

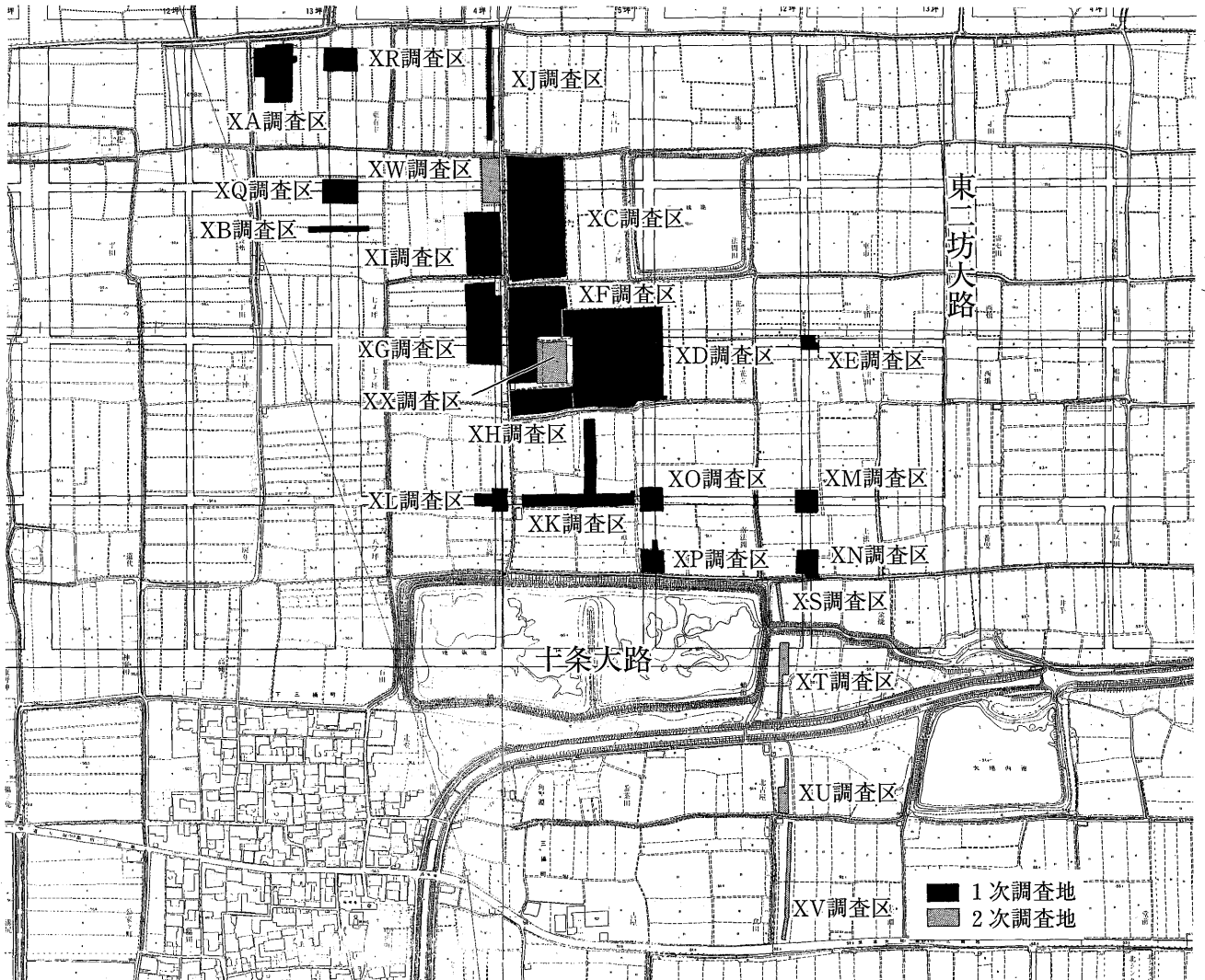


図2 下三橋遺跡1・2次調査全体図 1：6,000

(1) XW調査区 (図3)

XW調査区では、第1次調査XC調査区で検出した十条条間北小路の延長と、第1次調査XL調査区で検出した東二坊坊間西小路の延長が形成する交差点を新たに発見した。

条坊道路

① 十条条間北小路

十条条間北小路は東西方向の道路で、北側溝が2本あり、東二坊坊間西小路路面を突き抜ける。南側溝は後世の耕作で大半が削平されるが、わずかに西端が残存し、北側溝1（2本ある北側溝のうち北側のもの）との溝心間距離は7.1m（20大尺）を測る。溝の規模

は北側溝 1 が幅130cm、北側溝 2 が幅90cm、南側溝が幅100cmである。

② 東二坊坊間西小路

東二坊坊間西小路は西側溝のみ検出し、東側溝は現在の道路の下にあるものと思われるが、これまでの調査で側溝心間7mであったことが判明している。西側溝は幅110cmを測り、十条条間北小路北側溝 1 との交点付近で細くなる。

交差点より南側は後世の耕作により削られて消滅しているが、このことは平城京建設当時調査区周辺が微高地であったことを示している。さらに推定すると、平城京を建設した当初はこうした地形の起伏を残したまま都の造営が行われたことを示している。

③ 坪内の利用状況

これまでの調査でも指摘されていたことだが、坪内には2間×2間の小規模な掘立柱建物が1棟あるのみで、きわめて希薄な利用状況である。

④ 遺構の年代と廃絶状況

上記の遺構群はいずれも粘土ブロックを大量に含む土で人為的に埋められる。土器がほとんど出土していないため、正確な年代は不明であるが、堆積土の観察などから短期間の廃絶が想定できる。なお、今回の調査でも前回調査同様粘土採掘坑と考えられる密集土坑を多数検出したが、そのうち路面に存在するものから大量の土師器杯・皿が出土した(図4-20~22)。この土器は現在分析中であり、変動の余地を残すものの、おおむね平城Ⅲ期前半に相当するものと思われ、奈良時代前半には道路が機能を停止していたと考えられる。

(2) XX調査区 (図3)

XX調査区では第1次調査で検出した十条条間路南側溝の延長と、掘立柱建物3棟、井戸1基を検出した。

① 坪内の利用状況

坪内の利用状況はXC調査区同様非常に希薄である。建物には若干西偏するものがある。建物(SB16)柱抜き取り穴より出土した土器(図4-19)は奈良時代前期のものである。

井戸からは土師器・須恵器が出土しているが(図4-14・15)、これも奈良時代前期のものである。

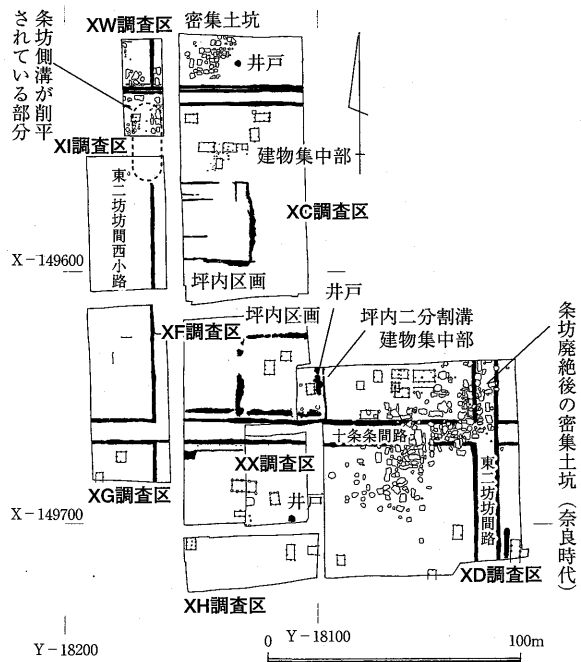
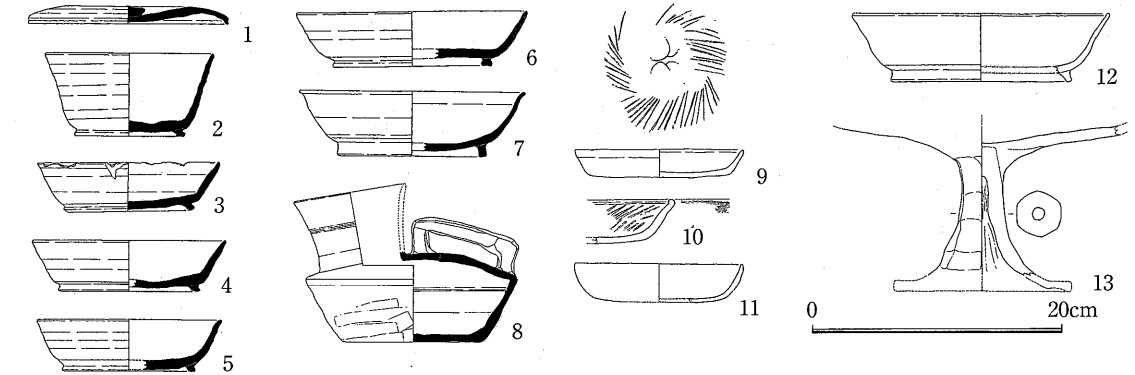
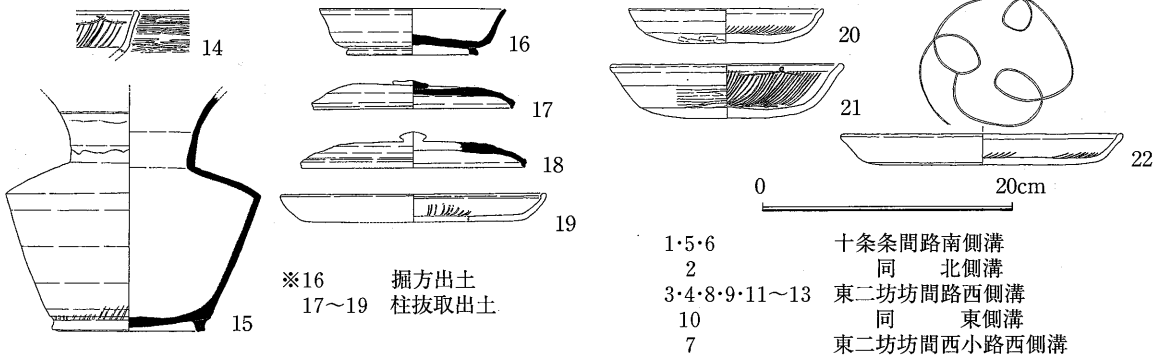


図3 坪内利用状況 1 : 3,000

条坊側溝出土土器(1~13) ※9は溝埋め戻し後の洪水砂層、他は埋め戻し土出土



XX調査区井戸出土土器(14・15) 掘立柱建物柱穴出土土器(16~19) XW調査区路面上の土坑出土土器(20~22)



※16 掘方出土
17~19 柱抜出土

1・5・6 十条条間路南側溝
2 同 北側溝
3・4・8・9・11~13 東二坊間路西側溝
10 同 東側溝
7 東二坊間西小路西側溝

図4 下三橋遺跡出土土器 1:6

(3) 小結

今回の調査で新たな交差点が確認されたことから、十条区域における条坊区画の規模をさらに詳細に検討する資料が得られた。第1次調査で検出された東一坊大路交差点中心と今回検出された交差点中心は東西方向で約132.8mを測り、予想される数値とほぼ整合する。

このほかにも今回条坊遺構が後世の耕作で削られていることが判明したことから、平城京造営当初、この地域では大きな地形の平坦化などを行わずに条坊を施工していることが判明した。条坊施工方法の一端を知る資料となりうる。

これまでの調査や今回のXT調査区の調査などで、条坊廃絶後部分的に水田化が行われるものの、開田率の低い状況であったことが判明しているが、粘土採掘坑と考えられる密集土坑の存在も水田化が限定的なものであったことを間接的に示していると思われる。また、これら密集土坑のうち路面上に存在する土坑から大量の土師器が出土したことで、道路の機能停止年代の下限が推定できたことも大きな成果といえる⁽⁴⁾。

2. 十条大路関連調査

(1) 十条大路

前述のように、第2次調査において十条大路推定地の調査を実施した(XT調査区)。第

1次調査の結果より、十条大路の存在はほぼ確実視されていたが、この調査でその存在が確定した。

遺構としては十条大路北側溝と南側溝が検出されており（図5）、前者（北側溝）の幅は約1.5m、深さは約40cmを測る。下層堆積に流水痕跡があり、機能時の堆積が若干残るものの、大半は人為的な埋積土である。南側溝は幅約2m、深さ約40cmを測る。機能時の堆積と見られる層序は看取されず、全て人為的な埋積土であった。道路幅は側溝心々で15.75m（45大尺）、北側溝北端と南側溝南端までの距離は17.5m（50大尺）を測る。遺物がほとんど出土せず、廃絶時期の決定は困難であるが、少量ながら出土した遺物から判断すれば、やはり他の十条条坊遺構と同様に奈良時代前半と考えてよからう。なお、道路側溝に面して築地などの施設が設けられていた痕跡は見られなかった。

次に、ここでは十条大路南側溝以南の状況を知るために南北方向に幅の細いトレンチを設定した。ここでは後述するような上層の耕作面が存在しなかったため、地山面（十条大路の検出面）まで掘削し、その結果、自然河道を3条検出した（図5）。このうち北側の2条（自然河道1・2）からは奈良時代の土器や土馬が出土しており、十条大路とこれら自然河道が時期的に平行する遺構であることを示す。すなわち、十条大路より南に関しては、当時河川敷的な状況を呈しており、ここが条坊の内部であったとは考えにくい。

第2次調査では、計算上十一条条間北小路が検出される部位（XU調査区）を調査

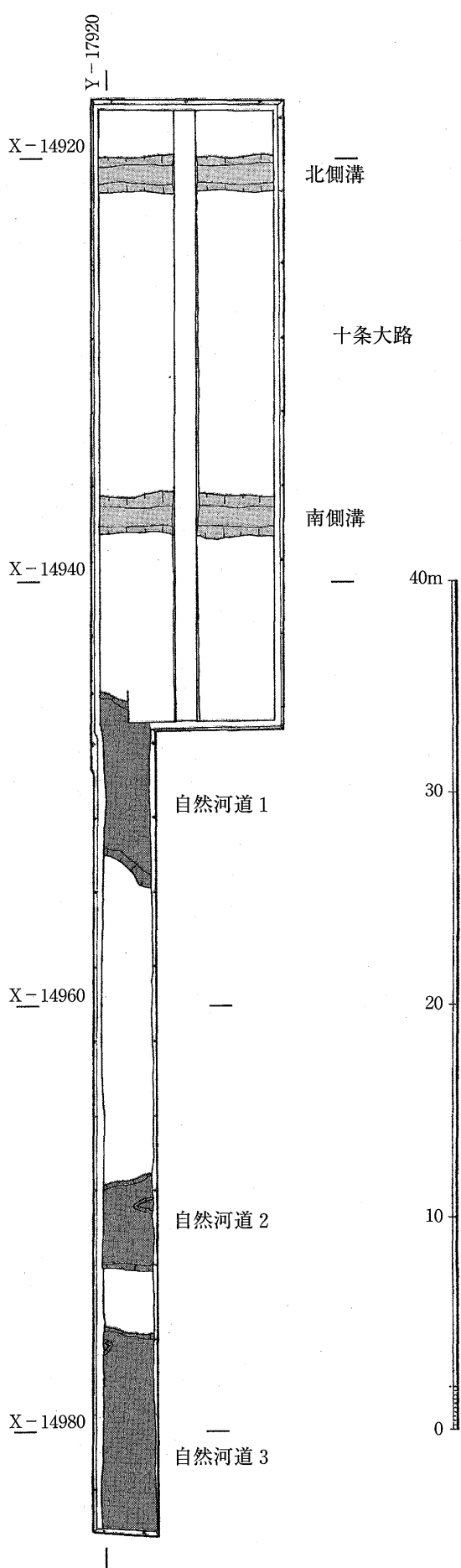
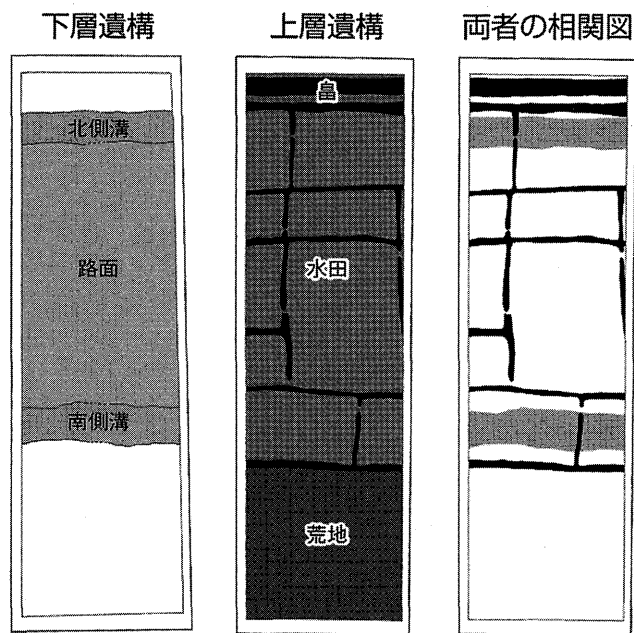


図5 XT調査区下層遺構全体略図 1:300

したが、それに該当するような遺構は検出されていない。また、その南に隣接するXV調査区でも、条坊の存在を示す遺構は検出できず、旧河道などの確認に止まっている（図2）。以上の点より、十一條以南に条坊が存在する可能性は低いものといえる⁽⁵⁾。

(2) 十條大路廃絶後の状況



十條大路の人為的な廃絶後、ここは田畠としての利用がなされている。第1次調査におけるXP調査区と同様（山川・佐藤2007）、南側（旧地藏院川）から供給されたと思われる厚い洪水砂によって、水田畦畔（幅約30cm）を主体とする凸部が明瞭に遺存していた（図6-中）。

なお、ここで水田化されている部分は後述する十條大路路面にほぼ一致する（図6-右）。換言すれば、道路面を選択的に水田化しているということになる。十條大路北側溝より北は畝（畝を検出）となっているが、これに連続すると思われる畝遺構は

図6 XT調査区における上層と下層遺跡の関係模式図 1：400

北側に設けたXS調査区上層で検出されている（図7）。

また、十條大路南側溝より南には明確な形で畦畔や耕作土層が及んでいないが、耕作土

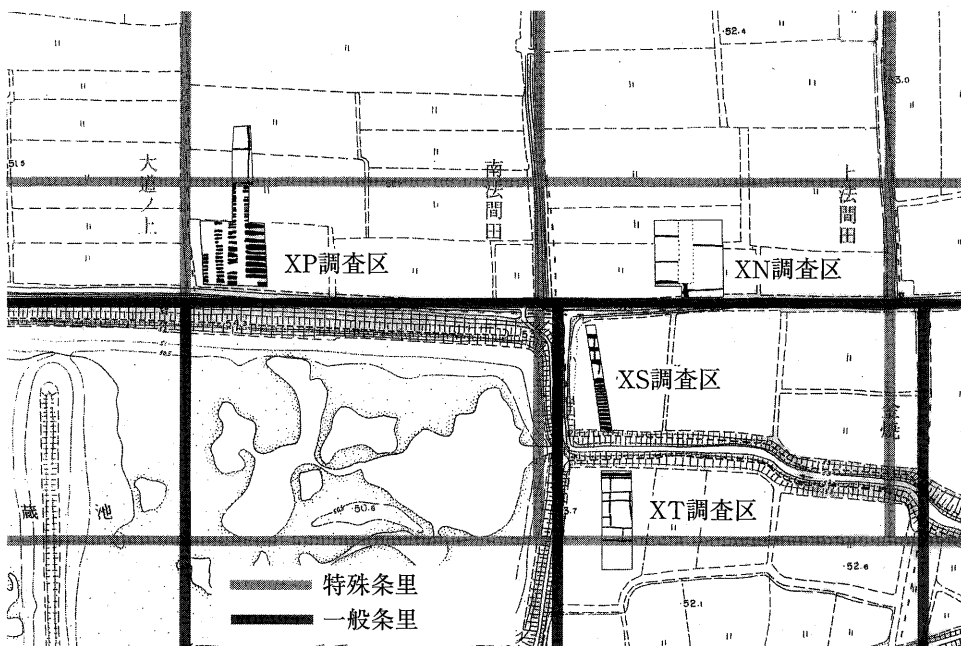


図7 水田・畝の検出状況と条里界

に対応すると見られる土層は看取できる（図8）。ただ、前記のように畦畔の存在は認められず、その上面も凹凸が多いので、その性格としては田畠造成時

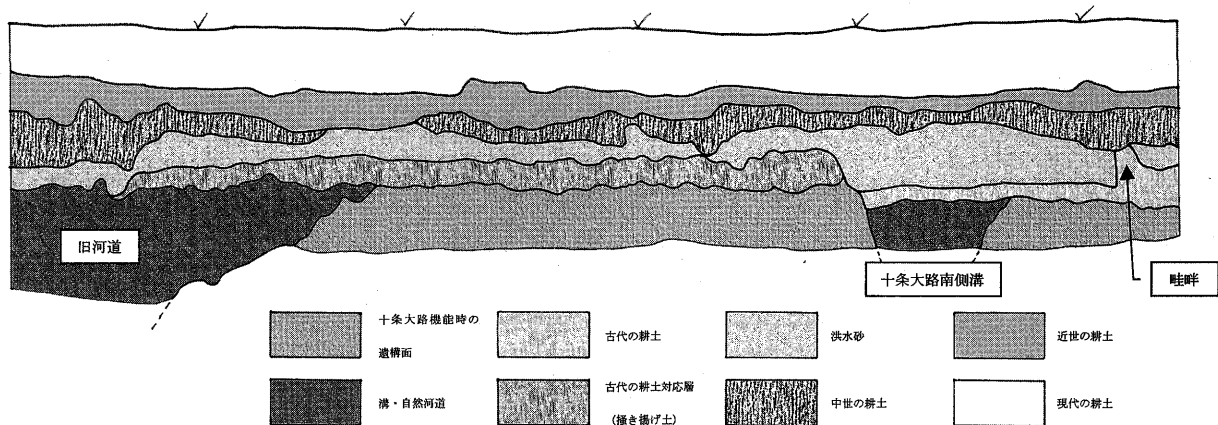


図8 XT調査区西壁土層略図(部分) ※タテに対しヨコ1/3に変倍縮小

の掻き揚げ土と考えられる。なお、十条大路機能時にすぐ南側を流れていた自然河道1は、この時期には埋め戻されており、上述の「掻き揚げ土」がその上面の半ばまで及んでいる(図8)。この点については、水田等の造営に伴い、水利系統の再編がなされた結果を示すものかもしれない。

検出された水田は正方位を指向するもので、東西方向を基軸としているが、その場合の南北幅は5.5~16.5mで、かつ内部をさらに南北方向の畦畔で細分した、いわゆる小区画型水田である。各水田は階段状にそれぞれの耕作土を積み上げるような形で水平面を確保しており、またそこから生じた高低差を利用して取排水を行っていたものと思われる。なお、路面中軸付近の水田面がレベル的に高く、南北両側溝に近い水田は低く造成されているが、これは取排水を考慮した造成方法であろう。

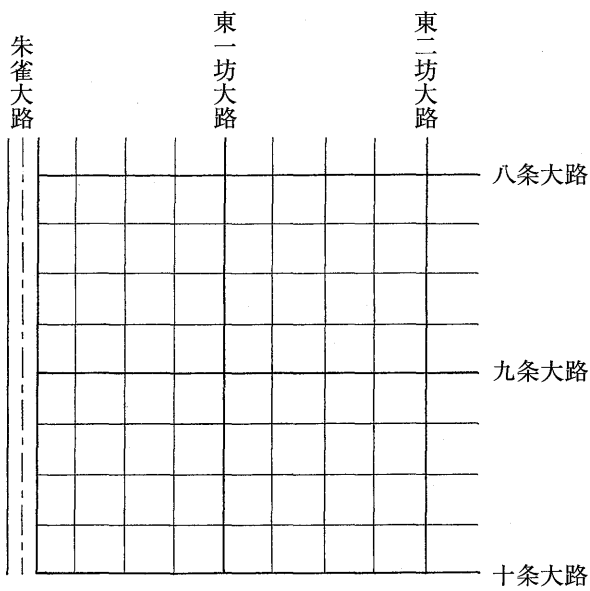
水田(畠)の時期については、耕土およびそれを被覆する洪水砂層から時期を示す遺物が出土しなかったため明確ではない。ただ、上記のように旧十条大路の路面を明確に意識している点から考えて、条坊遺構廃絶からそれほど時間が経過しているとは考えられない。

なお、十条大路南側溝以南がこの時期には耕地化されていない点は上記したが、南側に設定したXV調査区で旧耕土の人力掘削を実施した結果、当該区域周辺に広範囲に耕地が形成されるのは12世紀前後であることが判明した。

(3) 小結

今回の発掘調査により、第1次調査における下三橋遺跡の調査データを基に算出した部位より十条大路が検出された。しかしその南側に関しては河川敷的な状況であり、また十一条条間北小路推定地において遺構が検出されなかったことから考えて、十一条以南の条坊は存在しない可能性が強いものとなった。

この条坊の性格については、一連の調査で見えられた十条条坊遺構が、九条以北の条坊制施工の基準(寸法・方位)と何ら変わらないものであることに加え、出土遺物の組成や掘立柱建物の規模などにも全く特殊性は認められないことから、何らかの事情で早期に廃絶された条坊区域であったと考えられる。すなわち、少なくとも左京域においては、平城



京の当初設計は十条であったものと判断される。

ところで、下三橋遺跡は京南辺条条里（以下「特殊条里」と称する）の範囲に含まれる。この特殊条里については、これまで先学により多くの研究が行われているが、現在までに提示されている主要な説を整理すると次のようになる。

- ・平城京や京南路東条里（以下「一般条里」と称する）施工以前の先行地割の痕跡⁽⁶⁾（秋山1970・1972）。
- ・平城京造営と同時か、もしくはその直後に施工された（岩本1980・井上1998・阿部2003）。
- ・平城京造営以前に一般条里と同一設計で施工された（藤井2004）。

以上の研究史を踏まえた上で、今回の調査結果を見てみることにしよう。先述のように十条大路以北は、廃絶後おそらくそれほど時間をおかずに耕地化される。その性格については、XP調査区（第1次調査、山川・佐藤2007・2008）における水田と畠の境界から、今回発見された十条大路南側溝までの距離が約107mを測ることから考えて、特殊条里の祖形として捉えることができる（図7）。すなわち、ここに存在した十条条坊南北4坪分（1500大尺）を、条坊廃絶後に5等分したものが特殊条里の地割だという解釈が成立する（図9）。この場合、300大尺が1坪分の南北長となるが、それは計算上106.4mとなり、従前からいわ

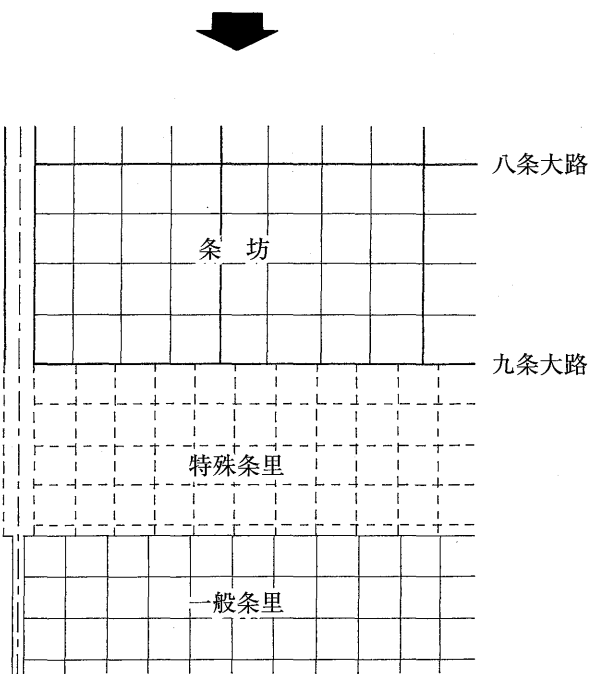
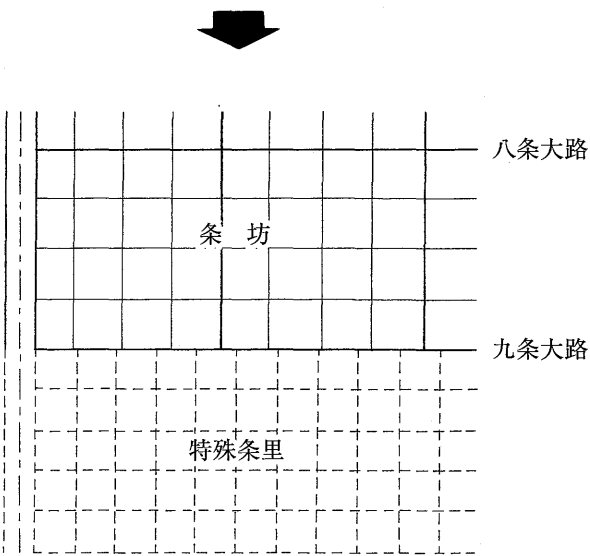


図9 地割変遷模式図

れている特殊条里の1坪の寸法にほぼ一致する。また、特殊条里の南限の坪は従来説のように南北約30mの変型したものではなく、十条大路南側溝が南限となるので、本来は他の坪と同じ106.4mの南北長を持つスクエアなものであった。

その後、ある時期（XV調査区における所見を重視すれば、12世紀前後）に一般条里が施工され、それが特殊条里の南辺を約70m侵蝕した結果、現在見られるようなイレギュラーな地割ができあがったと考えられる。すなわち今回の発掘データに依拠すれば、地割の順序としては十条条坊→特殊条里→一般条里となる（図9）。

なお、前述のように、十条大路南側溝以南が条坊の存在した時期には耕地化されていない点、さらに地蔵院川以南において広範囲に耕地が形成されるのは12世紀前後であることから（XU・XV調査区）、小澤毅氏が主張するように、当該地区に条坊に先行する「統一条里」（本稿でいう一般条里）が存在したという仮説は、考古学的な根拠を欠くものといえる（小澤2007・2008）。

また、条坊施工によって失われた「統一条里」を十条条坊廃絶後（特殊条里と同時）に復原したのが今回発見された水田遺構であるとする小澤氏の主張に従うならば、氏も同じ文章中で賛意を表している「条坊南北4坪分を5等分したものが特殊条里の1坪に該当する」というわれわれが提示した整合的理解が意味を失い、また同時に、約30mの奇妙な余剰帯を生じるという欠点を承知の上で、どうして当該地区に特殊条里を施工したのか、という素朴な疑問が生じる。つまり、小澤氏の主張に一部従った場合でも、十条条坊が存在した地域に規格の異なる特殊条里を新たに施工する必然性は全くなく、そこにかつて（およそ20～30年前には）存在したと氏が想定する「統一条里」を「復旧」すればよかったのではないか。20～30年程度ならば、水利関係の施設もほぼそのまま復旧できたはずである。

念のために付記すると、下三橋遺跡における全ての調査区内において、一般条里に関わる遺構（溝や畦畔等）は全く検出されていない。こうした状況は、従来の平城京内（九条以北）における調査でも、そうした一般条里関係の遺構が未発見なのと同様である。すなわち、考古学的に一般条里が条坊や特殊条里に先行したことを示す証拠は、奈良県内で最も発掘調査が密に実施されている地域のひとつである平城京全体に視野を拡げても、挙げるできないのが実情である。

ところで一般条里の辺長は、かなりばらつきがあるものの、平均109.3mであり（木全1987）、大尺の完数では割り切れない数値である。これについては、大尺300尺（約106m）四方の坪に、畦畔や水路による耕地面積の不均衡を避けるため、その分の数mを付加したもの、という説明がなされている（木全1988、図10-右）。これに対し、特殊条里はそうした不均衡には配慮されておらず、里道・畦畔・水路などは全てそれぞれ300尺四方の坪の中に含み込む構造である（図10-中）。このように不公平な地割形式である特殊条里が、それに配慮された普通条里より古いという理解は、通常感覚とは明らかに乖離する。

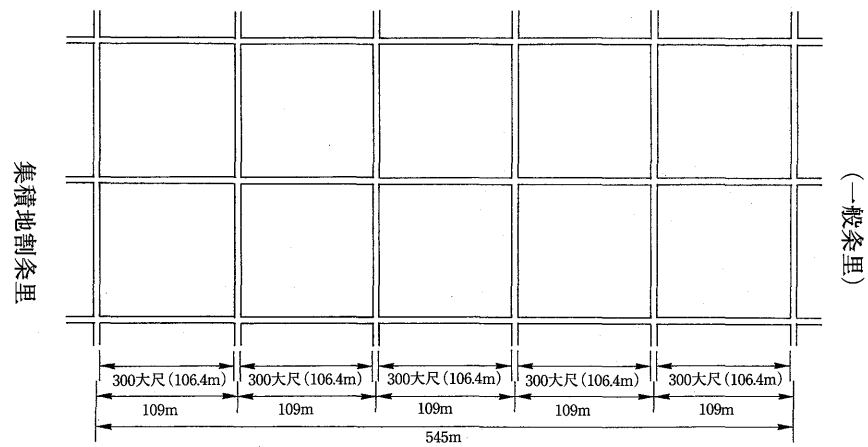
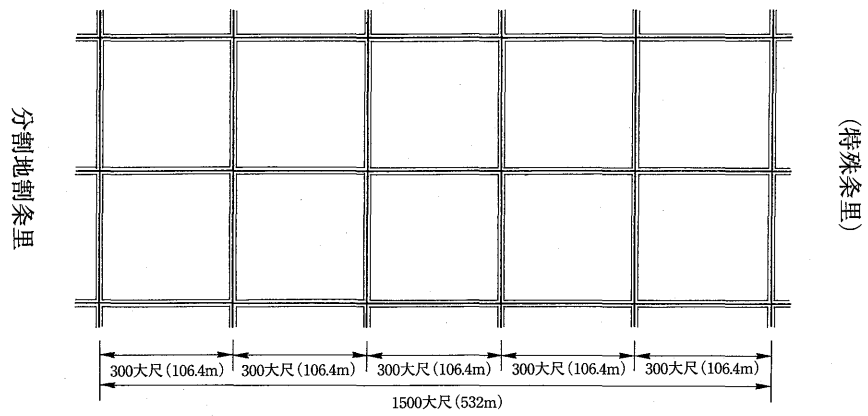
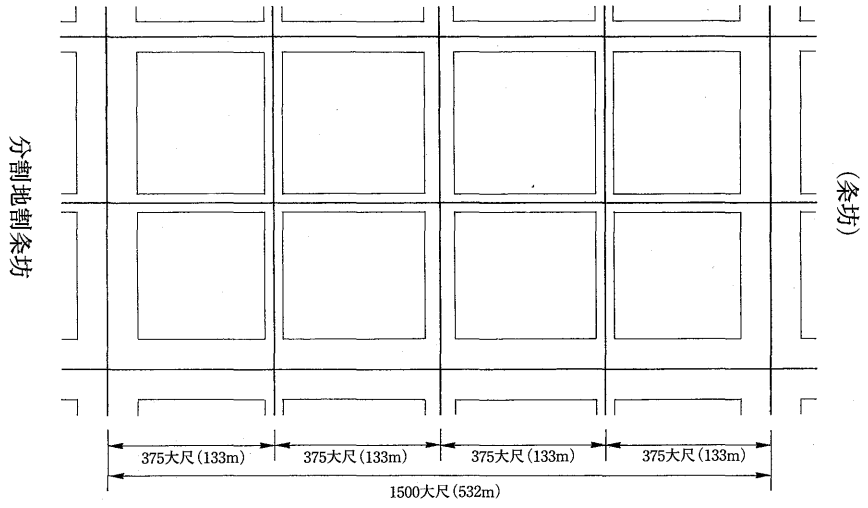


图10 分割地割条里と集積地割条里模式图

条坊の場合、平城京では坪割には道路の幅員幅が配慮されておらず、道路幅の半分がそれぞれの坪に食い込む形になっている（奈良国立文化財研究所1962）。よって、それぞれが接している道路の幅員差によって、坪の面積に不均衡が生じる（図10-左）。これに対し、平安京ではこの欠点を克服するため、道路の幅員は坪の辺長には算入しない形式を採用し、町は全て40丈四方に統一されていた（稲田1973）。網伸也氏は、前者を「分割地割条坊」と呼び、後者を「集積地割条坊」と表現したが（網2007）、本稿ではこれに倣い、特殊条里を「分割地割条里」、普通条里を「集積地割条里」と呼びたい（図10-中・右）。個々の坪面積の不均衡に配慮した集積地割条里＝普通条里が、それを欠く分割地割条里＝特殊条里より進化した形式であるということは、こうした条坊地割の前後関係からも明らかといえよう⁽⁷⁾。

以上のように、今回の調査を通じて平城京（左京）の当初設計が十条であった可能性がきわめて強くなると共に、従前から議論のあった特殊条里の当初の様相や設計基準、さらに条坊や一般条里との前後関係もほぼ確定したものと見える。今後の課題としては、南北道路と十条大路の交差点の調査（南限十条の確定）、さらに右京域における十条条坊遺構の有無確認が挙げられる。

3. 付論① 九条大路以南における地割の再検討

京南特殊条里地割が、条坊南北4坪分（1500大尺）を5等分したものと見えるのは先述の通りであり、地下遺構の面からも、その蓋然性はきわめて高いものと考えられる。一方、図11は九条大路以南の地割をトレース図化したものであるが、本図にも明らかなように、東西の条坊4坪分東に相当する東一坊大路と、条里5坪分東のラインには東に約40mのズレがある。特殊条里の5坪分が条坊4坪分であるという先の推定に基づくならば、これは一見矛盾する現象に見える。

ところで、一般条里がその地割施工に際し、下ツ道の路面幅を除外しているのはよく知られ

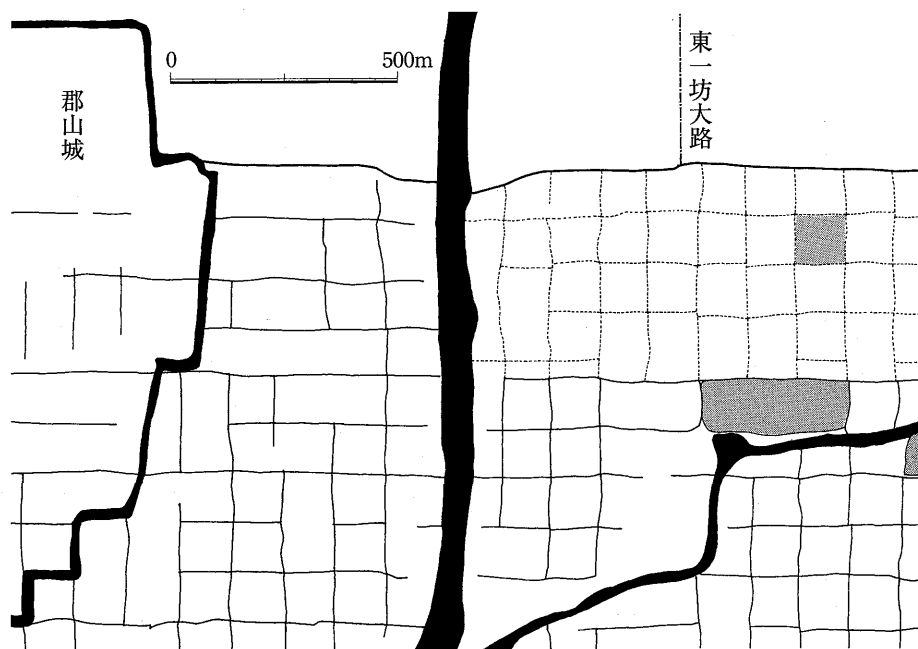


図11 調査地周辺の地割

ている。試みに『大和国条里復原図』を用いて添上郡京南一条一里一・十二坪の坪境ライン（路東条里）と添下郡京南二条二里二・十一坪の坪境ライン（路西条里）の間隔を計測すると、約250mとなる。これから一般条里1坪分の平均辺長である109m×2を減ずると32mという値が得られ、これが条里施工に際して除外された下ツ道（およびその側溝）の幅⁽⁸⁾ということになる。発掘調査で検出された下ツ道幅が側溝心々で約22.5m、側溝の外々で27.1mなので（奈良県立橿原考古学研究所2006）、この値は穏当なものといえよう。

この事実を特殊条里地区に敷衍した場合、上述の東への40mのズレは、条里施工に際し、何かの幅を除外した結果として生じた現象と捉えられる。これを下ツ道と仮定すると、その除外幅は32mの1/2、すなわち16m程度のズレに止まるはずであり、40mものズレの根拠とはならない。そのズレを生じるには、東西合わせて80mの幅員を持つ施設が必要である。それは、やはり朱雀大路以外には想定できないであろう。

すなわち、上述の40mのズレは、特殊条里が朱雀大路の路面幅を除外して施工されたことを意味している可能性が高いものと考えられる（図12）。朱雀大路の幅については、発掘調査によって約74.4m（≒210大尺）という値が得られているが（奈良市教育委員会1999）、これは側溝心々なので、両側溝の幅をそれぞれ4m程度と仮定すれば、その外々の間隔は

80mに少し満たない値となり、半分の40mという値は、上述のズレとほぼ一致する⁽⁹⁾。

上記の仮説により、東一坊大路と、特殊条里5坪分東のラインのズレを最も整合的に説明することが可能となる。つまり、十条条坊には朱雀大路も伴ったことになるが、この場合、京の正面玄関は朱雀大路と十条大路の交差点となろう。そこに羅城門と呼び得る

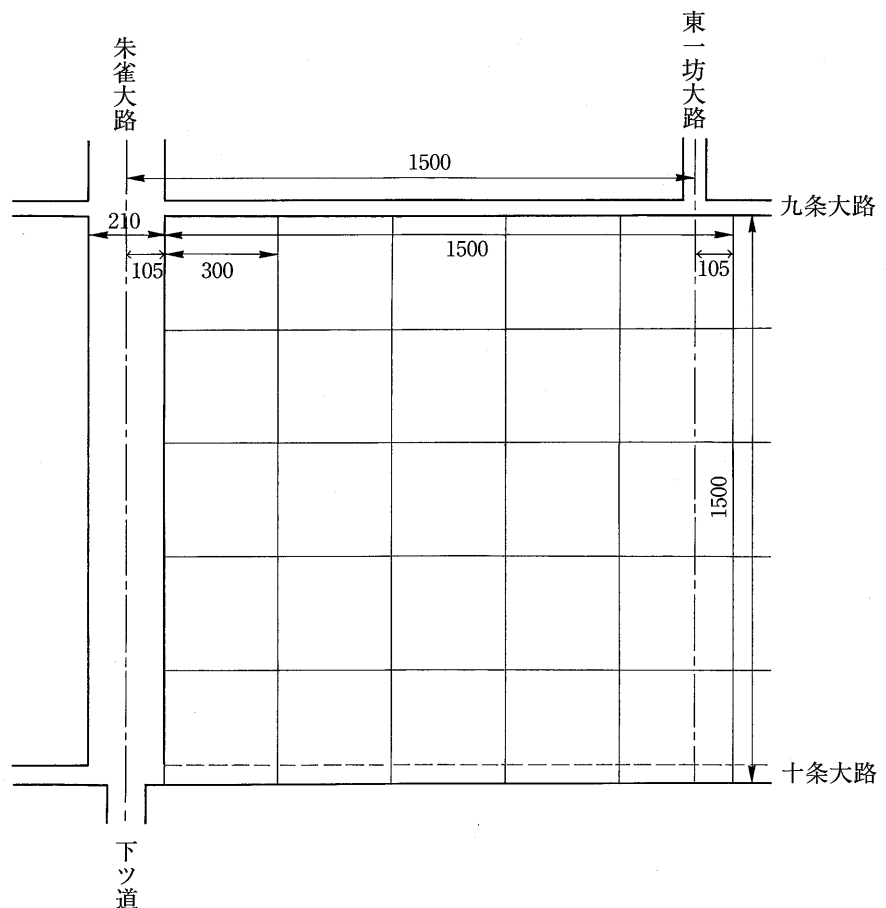


図12 特殊条里西端付近の地割施工模式図（数値は大尺）

ほどの施設が築かれていたか否かは不明であるが、何らかの境界を示す施設は存在した可能性が高い⁽¹⁰⁾。

ここに朱雀大路の存在を推定できるということは、この地区が「京外」でありながら条坊が施工された特殊な空間であったとする説の成立を、より困難にするものといえよう。本仮説では羅城と十条条坊の併存を重要な前提とするようだが⁽¹¹⁾、そもそも、九条大路の南に羅城や羅城門が存在し、そのさらに外側に条坊のみならず朱雀大路までもが存在するという景観（両者が同時に存在する景観）は、そこが仮に律令政府によって「都城ではない特殊な空間」と認識されていたとしても、地方の人や外国人など、事情を知らない外来の者にはかなり奇妙な光景に映ったはずである。なぜならば、羅城という都城を規定する施設の外側に、九条以北と変わらない条坊や朱雀大路が敷設されていたということになるのだから⁽¹²⁾。

さらに、小澤毅氏は十条条坊の施工部分が左京に限定されるという前提のもとで「この部分を京城とみると、京の正面にあたる南面が左右非対称になる」のに、「京の正面をあえて非対称の設計とただらうか」という理由から、十条条坊は京城ではない、とする論を展開している（小澤2007）。しかし、朱雀大路が通り、条坊が存在する景観は同時期の「京城」と全く異ならなかったわけであり、律令政府が仮に当該地域を「京城」と考えていなかったにせよ、それは外来の人間にとっては正面が非対称の奇妙な都城と認識されたはずである。

律令政府が京の正面観にこだわるのであれば、それが京城であろうがなかろうが、このような非対称の条坊が施工されるのはいかにも奇妙である。都城の設計に際し、正面観を整えるという点は筆者も異論がない。そして、それを肯定する以上、十条条坊は右京側にも施工されていたと見るしかない。しかしながら、右京側にも条坊があったことを認めれば、ここを「京外」の特殊空間とする根拠は失われる。ここに小澤説の撞着が見られるのである⁽¹³⁾。

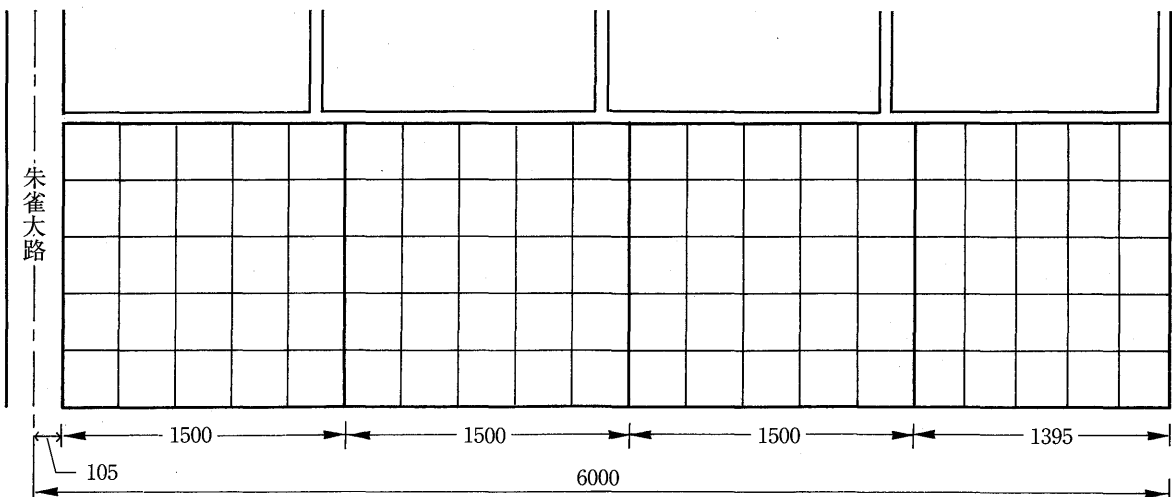


図13 特殊条里施工模式図

ところで、特殊条里の東端は平城京の東京極に一致する。本来ならば、前者は後者と40mのズレを生じるはずであるが、実際にはそれは見られない。それについては、図13に示したように、東端の里⁽¹⁴⁾における坪の東西幅をやや細く設定する（南北長辺の長方形形状となる）ことで帳じりを合わせている。これは前述の朱雀大路の路面幅（半分）を条里施工から除外し、かつ東端を条里と整合させるために生じた現象であるが、このことは特殊条里の設計や施工が、平城京とほぼ併行関係にあったことを示唆するものといえよう。

4. 附論② 京北条里と平城京

(1) 問題の所在

下三橋遺跡の調査成果から一般条里の成立が平城京以降となる可能性が示唆された（本稿第2章第(3)項）。しかしながら、一般条里と平城京の先後関係を指摘するためには、下三橋遺跡の調査成果のみでは完全に論証したことにはならないという見方もあるだろう。この点については、研究会当日においても小澤毅氏より指摘があったが、当日は時間の都合もあり、それについて明確に論及はできなかった。

ここでは、その際に論じ得なかった平城京と条里の関係に関して、この種の論争の舞台として度々取上げられてきた京北条里について検討し、平城京との関係について考えてみることにしたい⁽¹⁵⁾。

(2) 平城京と条里の先後関係について

平城京と条里の先後関係については北浦定政氏、堀田璋左右氏の萌芽的指摘（堀田1901）の後、関野貞と喜田貞吉の論争に代表される平城京・条里論争でその骨格が形成される⁽¹⁶⁾。海竜王寺の地割や京東条里の問題を抽出した岩本次郎氏の研究もあるが（岩本1988）、研究史上最も力が注がれた着眼点は、

- ・京北条里が平城京と整合性を有するか否か
- ・京北条里が京南路西条里と整合性を有するか否か

に集約される。この問題については関野・喜田の死去後、田村吉永氏（田村1963）、大井重二郎氏（大井1966）、秋山日出雄氏（秋山1971）らによって度々議論され、近年では井上和人氏による詳細な検討が行われている（井上1994）。現状では最も詳細な検討を行い、京北・京南路西の条里が整合性を有していたことを論じた井上氏の研究が強い影響を及ぼしていると思われる（図14）。

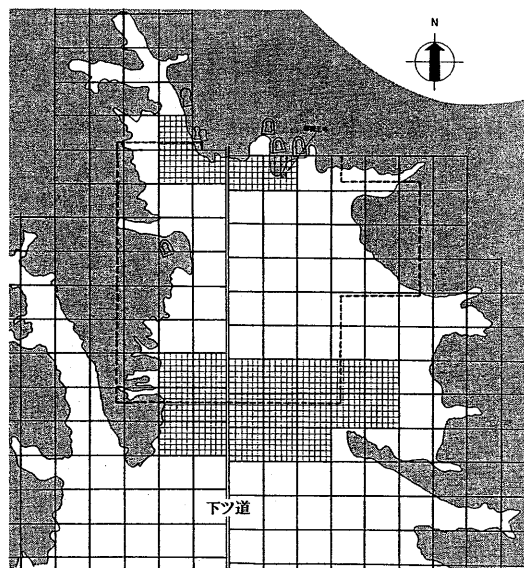


図14 井上氏による平城京造営以前の（条里）方格地割概念図（井上2004より）

本稿では上記2点の問題について、従来指摘されていた京北条里一条北大路条里1町北開始説を検証した後、京南路西条里との関係について検討する。

(3) 京北条里南端に関する従来の見解

京北条里と平城京の整合性の問題を考える上で最も重要なのは、京北条里南端をどこに復元するかという点である。

関野貞は1/20,000陸地測量部測量図と西大寺所蔵京北班田図(図15)を対比し、秋篠寺の金堂と講堂の間を基準線として抽出、ここから南に6町の地点に京北条里の基点を求めた(関野1907)。そしてそれが平城京北京極路にあたる一条北大路の条里北1町に相当することを指摘し、後の研究をほぼ決定付けた。これに対する反論は喜田貞吉による赤皮田池の復元を通じた平城京北辺坊北2行目開始点説があるが、これはその後採りいれられることなく、多くの研究者が「京北条里南端一条北大路条里北1町説」を自明の事実として受け継いでゆく。

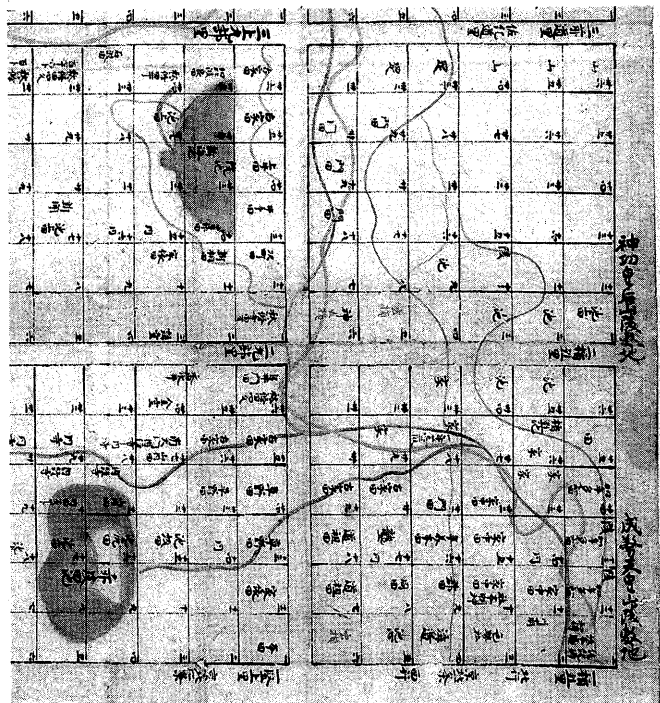


図15 西大寺蔵京北班田図(部分)(北が上、「新海池」と「赤皮田池」の中間付近、里境を挟んで「講堂」、「金堂」の文字がみえる)

これに対し、石上英一氏は『大和国条里復原図』をもとに、「平城京右京一条北大路から北一坊目の坊内路の北側線(右京北辺坊[南北二坪]の南の坪の北にある坊内路の北側線)を南の基線として復原されている」とする(石上1997)。この指摘は非常に重要であるが、同復原図を製作した秋山日出雄氏是一条北大路条里1町北を想定している(秋山1971)。

(4) 京北条里南端の実像

京北条里は非常に遺存状況の悪い条里で、場所により方位・規模に不規則な揺らぎがある。ゆえにこれまでも大井重二郎氏や秋山日出雄氏によって、複合条里の可能性が指摘されてきた。本稿が主に対象とするのは京北条里南端線であり、今回は不安定な条件を排して、比較的安定した条里景観が復元できる秋篠寺以南(秋山氏の「南条里区」に相当)の遺存地割を元に検討を加える。

京北条里の復元は喜田貞吉氏を除き、おおむね北辺坊に一条食い込む復元案が受け入れられている。すなわち、京北班田図記載の内教寺(本稿では秋篠寺と同一の寺院と仮定)

金堂と講堂の間に一・二里の境界線を設け、南に六町折り返すというもので、これにより北辺坊に食い込む形で条里南端線が復元できる。

さて、この復元を念頭に、現在残る地割から条里地割を抽出、各地点の距離を算出した(図16)。秋篠寺講堂・金堂境界線と秋篠寺の東に残る明瞭な南北坪境との交点(a点)と、そこから真南の京北条里南界線(d-eライン、h点)までの距離は1,000分1測量図(奈良国立文化財研究所発行)による計測で657mを測り、 $109.5\text{m} \times 6$ 町に合致する⁽¹⁷⁾。さらに、現在比較的良好に残る東西線をもとに算出すると、京北条里の条里規格は $109.2 \sim 109.5\text{m}$ 前後のスクエアに復原でき⁽¹⁸⁾、南端線はd-eラインに復元できる。

上記の検討から京北条里の南端ラインはほぼ確定したが、これはこれまで見つかった一条北大路の中心座標(f点)(元興寺文化財研究所2005)からほぼ132mの地点に存在する。この数字は条里1町(109m前後)とは大きく異なり、条坊1坪(133m)に極めて近い数字である。この事実は京北条里の開始点が一条北大路条里北1町に存在するのではなく、条坊1坪分北に該当することを示している。当地においては、一条北大路の北に条坊区画、北辺坊が存在していた。つまり、京北条里南端はこの北辺坊1行分にほぼ合致するのである。

奈良市教育委員会による発掘調査(平城京第322次調査)(奈良市教育委員会1995)では、北辺坊の坪境小路の可能性のある空閑地がみつまっているが(h地点)⁽¹⁹⁾、京北条里南端の位置は、推定坪境道路中心から北へ3.9m前後の位置に当たり、やはり右京北辺三坊七・八坪坪境道路の北端に相当する。

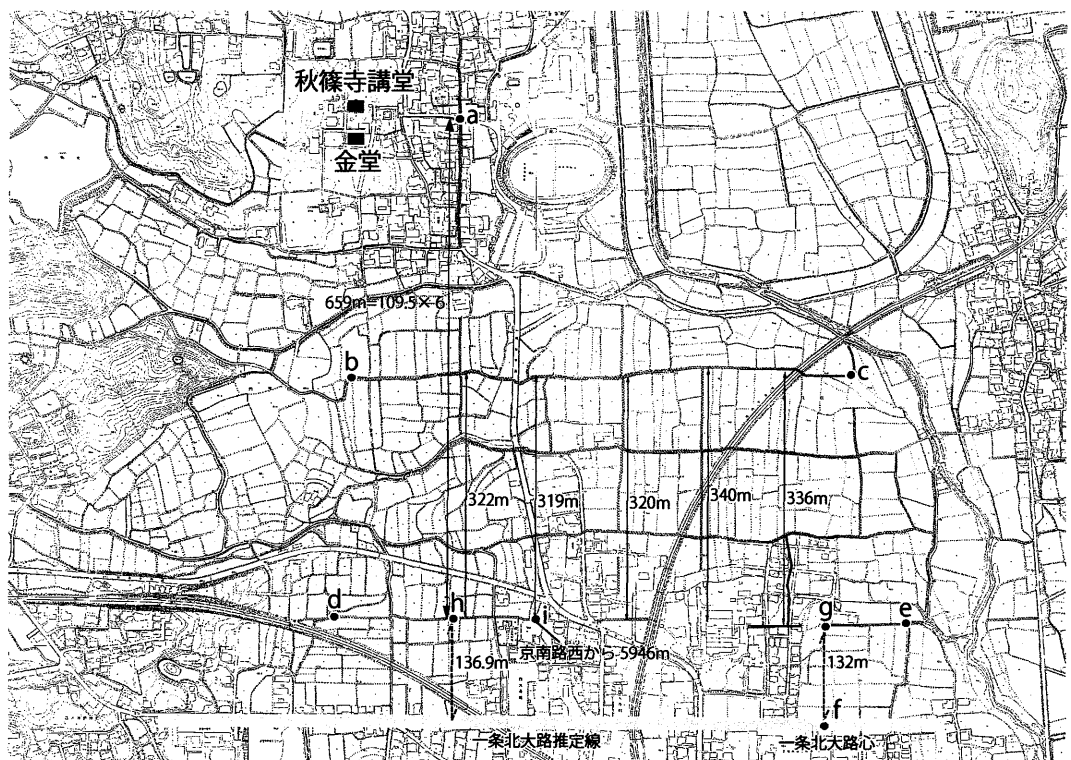


図16 京北条里南端付近の遺存地割 1 : 10,000

しかしながら、京北条里が条里ではなく条坊に整合性を持つという筆者の先の検討は、この井上氏の指摘と矛盾する。そこでこの井上氏の指摘を改めて検討してみたい。

② 京北条里と京南路西条里の方位

まず京北条里の条里境と京南路西条里の方位の問題であるが、京北条里南端の一・二条推定条里境（図16i点）と、京南路西条里の関係がN-0°20'-W前後であることは疑いない。しかしながら、井上氏が論拠とする木全敬蔵氏による京南路西条里の計測表（表1）（木全1987）を見ると、下ツ路に近い平野部の1～7里のうち、額田部丘陵を擁する1里6坪～5里3坪のみ20分程度西偏する方位を有し、他は全て下ツ道の方位（N-0°17'-W前後）に近似することが読み取れる。分析者である木全氏自身もこの表1の値につい

里	傾き	相関係数	里	傾き	相関係数	
1	1		8	1	14' 36"	-0.916
	2	15' 44"		2	6 05	—
	3	17 26		3	12 28	917
	4	10 19		4	11 41	—
	5	19 48		5	10 59	858
	6	25 55 (22' 44")		6	1 40	—
2	1	22 50 (18 29)	9	1	9 47	746
	2	21 37 (16 55)		2	1 42	—
	3	23 21 (17 55)		3	11 54	892
	4	24 10 (18 27)		4	2 45	—
	5	22 08 (14 30)		5	11 13	822
	6	25 16 (17 25)		6	2 47	—
3	1	26 49 (20 03)	10	1	2 11	619
	2	23 58 (18 59)		2	0 54	226
	3	26 34 (18 02)		3	1 20	247
	4	25 39 (14 46)		4	3 38	562
	5	23 21 (18 07)		5	- 4' 16"	668
	6	24 33 (17 18)		6	7 06	730
4	1	25 02 (17 16)	11	1	21 32	968
	2	26 03 (17 28)		2	26 11	982
	3	23 51 (10 13)		3	26 48	986
	4	25 49 (9 42)		4	27 16	994
	5	26 22 (13 24)		5	29 43	993
	6	27 11 (14 26)		6	22 18	935
5	1	17 26 (16 12)	12	1	28 27	975
	2	23 02 (14 05)		2	24 53	941
	3	24 27 (18 19)		3	29 08	953
	4	16 22		4	22 50	956
	5	15 51		5	16 17	975
	6	14 18		6	17 23	909
6	1	15 26	13	1	12 52	775
	2	16 36		2	25 16	871
	3	15 08		3	28 22	961
	4	17 26		4	27 37	975
	5	15 55		5	29 40	942
	6	13 53		6	19 15	906
7	1	15 02	14	1	40 22	945
	2	14 26		2	43 43	940
	3	15 57		3	44 25	929
	4	15 09		4	49 01	935
	5	15 15		5	28 24	787
	6	14 43				

ては、大和川や額田部丘陵より北側の値を使って算出したために、この部分では大きな角度になっているとして、この大きな数字は限定された部分から算出したものであり、必ずしも正確ではないことを指摘している。実際、図18に記載した京南地域の里境はN-1°33'18"-WからN-0°10'19"-Wまで様々な振れがあり、短距離での計測にはバイアスが伴うことが確認できる。

このように、京北条里と京南路西条里のN-0°

() の数字は額田部を除いた値

表1 木全氏による京南路西条里、南北地割線の傾き（木全1987より）

20'-W前後とい

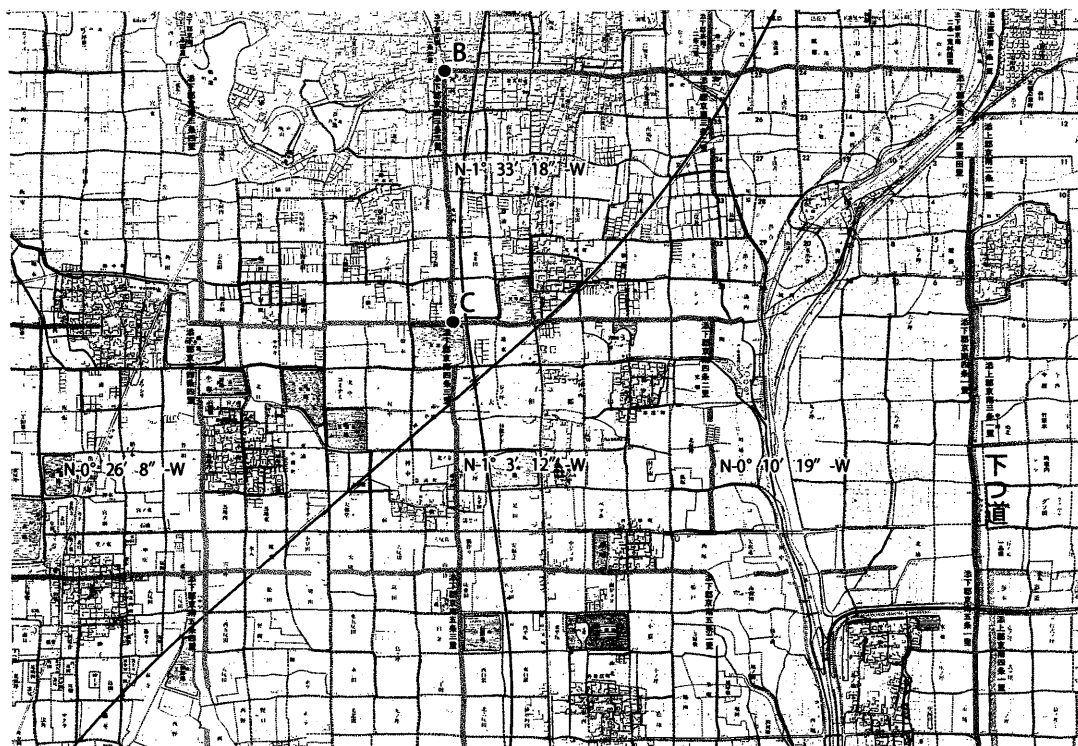


図18 京南路西条里の方位 1 : 2,000 (『大和国条里復元図』に加筆)

う数字は必ずしも京南路西条里における一般的な数字ではなく、この数字をもって京北条里と京南路西条里の条里境の連続性を証明することは難しいと思われる。

③ 京北条里の南北角度

それでは次に、京北条里そのものの造営方位を検討してみよう。井上氏の仮説に基づき、仮に京北条里が京南路西条里と一連の条里であるとすると、京北条里の規格は井上氏がいうように $N-0^{\circ} 20' -W$ 前後の数値になるはずである。

そこで京北条里の南北角度について、最も正確と思われる「ぬい池」の東から秋篠寺の東へ抜ける道路(図19j-aライン)、さらに1町東の現在一・二条の境に比定されている道路(図19k-lライン)を抽出し計測すると、j-aラインが $N-1^{\circ} 9' 47'' -E$ 、k-lラインが $N-0^{\circ} 47' 44'' -E$ という数字が導かれる(図19)。さらに京北条里南端線である図18d-eラインでもやはり $W-0^{\circ} 32' 2'' -N$ という数字が導かれる(図16)。これは井上氏が京北条里と京南路西条里の関係を示すものとして提示した $W-0^{\circ} 20' -N$ 前後とは全くかけ離れる数値であるだけでなく、そもそも振れる方位が京南路西条里と反対である。

このように京北条里は京南路西条里から延伸した方位とは全く異なる方位規格を有することが確認できた。このことは京北条里が京南路西条里とは別の、全く独立した条里であったことの証左となる。ちなみに、京北条里南端線の一・二条境と京南路西二・三条二・三里境の2点間の距離は5945.9mを測るが、この距離を理論上の坪数54で割ると110.1mとなり、連続する条里と仮定すると一坪の大きさが大きくなる。このことをみても両条里は関係がないといわざるを得ない。

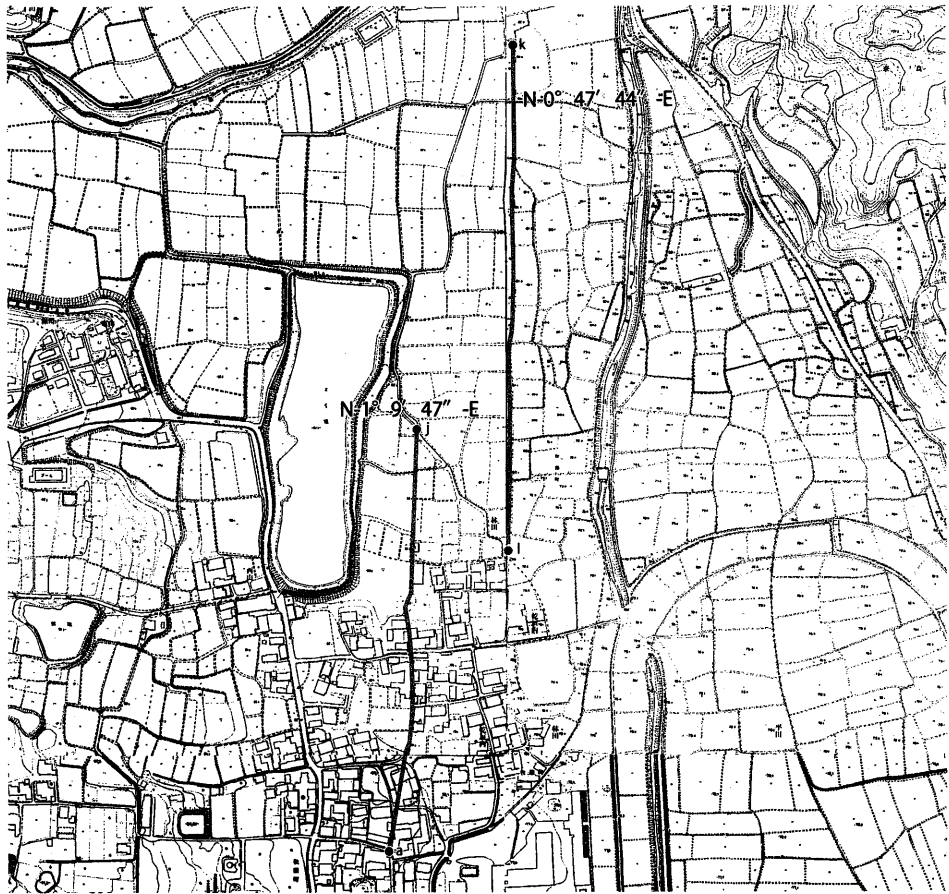


図19 京北条里南北軸線 1 : 7,000

(6) 小結—平城京と条里の先後関係について—

以上の検討から、まず京北条里南端は従来指摘されてきた一条北大路条里1町北ではなく、条坊1行分北であることを確認し、このことから京北条里が平城京と整合性を有することを指摘した。さらに京南路西条里と京北条里は $N-0^{\circ} 20' - W$ 前後の同一規画に則っているといわれてきたが、京北条里そのものの規格は実際には北で東に $30' \sim 1^{\circ}$ 前後振れるもので、両者の間には何ら方位の共通性・連続性がないことを確認した。また、京南路西条里条境から京北条里南端までの距離は条里109mでは割り切れないことも指摘できる。これらのことから、京北条里は京南路西条里とは別規格の条里であり、平城京北辺坊1行目から北に割り付けられた区画であると結論付けることができよう。

さて、その施工時期であるが、当然京北条里と京南路西条里が一連のものではなく、かつその開始点が平城京北辺坊と整合性を持つわけであるから、京北条里の設置は北辺坊設置以降であることは確実である。北辺坊の設置については、すでに多くの先学が検討を加えている⁽²⁰⁾。様々な意見があるが、井上和人氏に代表される平城京造営後付加されたものという意見が主流である。筆者も北辺坊の道路遺構が、空閑地はみつかるものの道路側溝が見られないことから、通常の京内とは異なった形態を有していた可能性を指摘したことがあり、やはり平城京造営当初にはなかった可能性を考えている(佐藤2005)。

このように京北条里の造営は平城京造営後、さらに北辺坊が付加された後のことであることは確実である。しかしながら、北辺坊は北2行説と1行説があり、決着をみていない。前者の場合、北辺坊北1行が衰退した後、つまり平城京廃都後に京北条里が設置されたことになるが、なお検討の余地がある。京北条里の設置についての相対的な関係は、北辺坊設置以降と考えて問題ないとしても、具体的時期については北辺坊に関する調査研究の進展を待つ必要があるだろう。

おわりに

以上のように、今回の下三橋遺跡の調査成果は、およそ一世紀前に発表された関野貞氏の研究（関野1907）以降大きな変更のなかった平城京の姿について、大幅な見直しを迫るものといえる。また、特殊条里の施工時期やその基準、さらに条坊と一般条里との施工順序についても、遺構の分析から具体的に示せたものと思う。

なお、注2に記したように、下三橋遺跡第1次調査と第2次調査については、2009年に正式報告書が刊行される予定である。その発見以来、様々な議論を呼んだ本遺跡であるが、本報告書の刊行をもって、事実関係はもとより、調査担当者としての見解は一応、出し終えることになろうかと思う。

もとより十条関係遺構や、（本稿では触れていないが）羅城関係の遺構は、その大半がまだ地下に眠っているのである。今後は、それらの計画的発掘調査も視野に入れねば、建設的な議論は望み得ないと考える。形而上的なものが意味を持たない考古学において、真実は一つしか存在しないのであり、遺構・文献などの原点を離れた過度な議論は、かえって有害であろう。

なお、末尾となり恐縮だが、今回のシンポでわれわれと対極の立場で壇上に立たれた井上和人・小澤毅両氏には、敬意を捧げたい。

注

- (1)本稿における「十条」呼称は、正式報告（注3参照）が発行されるまでは仮称の扱いとす。
- (2)下三橋遺跡第1次調査の概要については、（山川・佐藤2007）参照。
- (3)本遺跡については、正式報告書が2009年に刊行される予定であり、事実関係の詳細については、同書に拠られたい。
- (4)これらの遺物については現在整理中であり、詳細は注2前掲の正式報告書に拠られたい。
- (5)ただし、これを確実に証明するためには十条大路と南北道路の交差点を調査する必要がある。
- (6)秋山日出雄氏は1963年に執筆した論文中において、特殊条里の成因について「平城京は最初十条として設計されたのが、何等かの理由により九条迄とした為に一条分余計に残され、それが平城京完成後に条里制により地割が

再編成された結果と見られないでもない」と述べている（秋山1963）。同論文では十条条坊施工の有無までは言及されていないが、今回の調査結果から見れば、この時の秋山氏の指摘は正鵠を射ていたものであったといえよう。しかし、後に秋山氏はこの考えを撤回し、特殊条里については中ツ道を基準とした先行地割の痕跡とし（秋山1970）、その後に執筆された論文でさらにこの説を強調した（秋山1972）。

- (7) またこのことは、それぞれの条里地割の基本的な施工年代をも示している可能性がある。すなわちこうした観点に立った場合、集積地割条里（普通条里）の施工年代は平安時代以降に下る可能性が高く、それより古い条里地割は分割地割条里（特殊条里）であったということである。なお、この点は岸俊男氏のいわゆる「代割地割」（岸1985）の再評価とも関係する重要な問題といえるので、近日中に別稿で詳細に論じたい。
- (8) ただし、ここで提示するのは図上計測のおおまかな値である。
- (9) 図12は心々距離を基に作成。
- (10) なお、特殊条里の施工に際して朱雀大路の路面が除外された理由については、十条条坊の廃絶後、平城京は再び十条に戻される可能性があったことを示している可能性もある。この点は、（山川・佐藤2007）で触れたXR調査区検出の東一坊大路についても該当する。すなわち、羅城の本体（柱列）は東一坊大路旧路面を切っていたが、内濠と外濠は路面の手前で途切れていた。将来的に路面の復旧を行う可能性があったので、こうした大がかりな溝を掘り込むことは避けたのかもしれない。
- (11) 東一坊大路路面や西側溝を羅城柱穴が切っていることから考えて、両者の同時併存はあり得ない（山川・佐藤2007）。
- (12) もとより条坊や朱雀大路は、都城を規定する最も重要な要素である（林部2008）。
- (13) 以上の記述については、第2回都城制研究会のシンポジウムにおける、吉野秋二氏の発言に大きな示唆を受けたものである。
- (14) 図では特殊条里の一里を5坪四方で復原した。それは、前述のように1500大尺が本地割の施工基準と考えるからである。
- (15) なお、ここでの検討はダイジェストに留め、細部については別稿（『元興寺文化財研究所研究報告』2008（2009、3刊行予定））を予定しているので、そちらを参照されたい。
- (16) 当該問題論争に関わる文献としては、関野1907、喜田1908、同1909A、同1909B、同1909Cがある。
- (17) 今回の計測は1/1000測量図を元に行っているが、奈良文化財研究所山本崇氏のご厚意によりGISシステムによる補正を行った。
- (18) 井上和人氏は遺存条里地割の坪辺の平均値から京北条里の規格を108mと推定するが（井上2005）、当地は南北方向の長地が卓越し、南北方向の坪界線は不安定であるため、東西坪辺を計算に含めると数字が小さくなる傾向がある。
- (19) 発掘で検出した一条北大路は現在残る遺存地割とほぼ一致する。西三坊大路付近で行われた平城京第430次調査において遺存地割上で見つかった中世の溝は、井上和人氏が指摘するように一条北大路北側溝と評価できる（井上1994）。ここから一条北大路の角度を求め、これを元に算出した北辺三坊七・八坪坪境は、第322次調査で検出された空閑地と正確に一致する（佐藤2005）。
- (20) 喜田1906、関野1907、大井1966、井上1994など。

【参考文献】

- 秋山日出雄1963「平城京の特殊条里」奈良県立橿原考古学研究所編『近畿古文化論攷』吉川弘文館
- 同1970「条里制地割の施工起源」奈良県立橿原考古学研究所編『日本古文化論攷』吉川弘文館
- 同1971「京北条里考」『平城村史』
- 同1972「平城京と条里制地割」『赤松俊秀教授退官記念国史論集』同事業会
- 阿部義平2003「藤原京・平城京の構造」『古代王権の空間支配』青木書店
- 網伸也2007「平安京の造営」『都城 古代日本のシンボリズム』青木書店
- 石上英一1997『古代荘園史料の基礎的研究 下』塙書房
- 稲田孝司1973「古代都城の性格と都城制研究」『日本史研究』136
- 井上和人1994『条里制研究の一視点』私家版（後に『古代都城制条里制の実証的研究』学生社、2004に再録）
- 同1998「平城京羅城門再考」『条里制研究』14（後に『古代都城制条里制の実証的研究』学生社、2004に再録）
- 同2005「平城京右京北辺坊考」『西大寺古絵図の世界』東京大学出版会
- 岩本次郎1980「平城京京南特殊条里の一考察」『日本歴史』387
- 同1988「平城京と京東条里」『古代史論集（上）』直木考次郎先生古希記念会
- 小澤毅2007「平城京左京『十条』の位置付けをめぐって」『古代都市と条坊制—下三橋遺跡をめぐって—』（第2回都城制研究会レジュメ）
- 同2008「平城京左京『十条』と京南辺条里」菅谷文則編『王権と武器と信仰』同成社
- 大井重二郎1966『平城京と条坊制度の研究』初音書房
- （財）元興寺文化財研究所2005『平城京右京北辺』
- 喜田貞吉1908「『平城京及大内裏考』評論（三）」『歴史地理』12-4
- 同1909A「『平城京及大内裏考』評論（三）」『歴史地理』12-4
- 同1909B「『平城京及大内裏考』評論（六）」『歴史地理』12-2
- 同1909C「『平城京及大内裏考』評論（七）」『歴史地理』13-3
- 木全敬三1987「条里地割の計測と解析」『奈良県史4 条里制』名著出版
- 同1988「条坊制と条里制」『季刊考古学』22, 雄山閣
- 佐藤垂聖2005「平城京右京北辺の調査成果と北辺坊」『平城京右京北辺』（財）元興寺文化財研究所
- 関野貞1907「平城京及大内裏考」『東京帝国大学紀要工科第3冊』
- 田村吉永1963「条里と平城京の先後について」『大和文化研究』8-6
- 奈良県立橿原考古学研究所2006『八条遺跡』奈良県教育委員会
- 奈良市教育委員会1995「第322次の調査」『奈良市遺跡調査概報 平成7年度』
- 奈良市教育委員会1999『史跡朱雀大路跡』
- 奈良国立文化財研究所1962『平城宮発掘調査報告Ⅱ』
- 林部均2007『飛鳥の宮と藤原宮』歴史文化ライブラリー 249 吉川弘文館
- 堀田璋左右1901「条里の制」『史学雑誌』12-12
- 藤井暁2004「大和国京南辺条里地割の規画について」『鷹陵史学』30 鷹陵史学会

山川均・佐藤重聖2007「下三橋遺跡の発掘調査について」『条里制・古代都市研究』22

同2008「平城京・下三橋遺跡の調査成果とその意義」『日本考古学』25